事 務 連 絡 平成23年3月18日

各都道府県障害保健福祉所管部 (局) 御中

厚生労働省社会・援護局 障害保健福祉部企画課 障害福祉課

東北地方太平洋沖地震に伴う国民健康保険団体連合会における介護給付費等 及び障害児施設給付費等の支払処理の取扱いについて

今般の東北地方太平洋沖地震に伴い、国民健康保険団体連合会(以下「国保連」という。)による平成23年3月請求分の障害者自立支援法に基づく介護給付費等及び児童福祉法に基づく障害児施設給付費等(以下、単に「介護給付費等」という。)の支払については、事業者に対する支払に支障が生じないよう、下記のとおり取り扱うこととしたので、貴管内市町村、国保連に対する周知等に遺漏なきようにされたい。

記

1 平成23年3月請求分の支払処理等

平成23年3月請求分の介護給付費等については、東北地方太平洋沖地震の被災により、 国保連が市町村と連絡がとれない等の理由により、審査結果を確認できない場合には、国保連の 点検処理の結果をもって、仮払いを行うこととして差し支えないものとする。

なお、仮払いが行われた市町村にあっては、審査が可能となった時点で、速やかに審査を行い、支払を確定させ、必要に応じ過誤調整等を行われたい。

2 適用対象となる国保連 岩手県国保連、宮城県国保連、福島県国保連

3 留意事項

この措置は、平成23年3月請求分に係る国保連の支払処理についてのみ講じられる措置である。

なお、4月請求分以降の取扱いについては、追って連絡する。

【連絡先】

厚生労働省 社会・援護局 障害保健福祉部 企画課 システム係 立岡、鉄羅

TEL: 03-5253-1111 (内線: 3009)

E-mail: syougaisystem@mhlw.go.jp